

令和7年度

高松市内水浸水想定区域図作成等業務委託

一般仕様書

特記仕様書

高松市都市整備局下水道部下水道整備課

[一般仕様書]

第1章 総則

1. 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、発注者において、内水浸水想定区域を定めるに当り、特記仕様書に示す事項につき流出解析モデルを活用した調査・計画・設計を作成することを目的とする。

2. 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

3. 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

4. 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

5. 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

6. 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

7. 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

8. 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表

(ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

9. 管理技術者及び技術者

(1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））または下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。

(3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

ならない。

- (4) 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。

10. 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

11. 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかがしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

12. 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするときまたは協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

13. 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

14. 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

15. 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

16. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合または本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者の協議によるものとする。

第2章 調査・計画

1. 一般的事項

受注者は、調査及び計画に当たり、地域社会の動向、土地利用、当該地域に係る下水道計画との関連性、事業の施行、施設の維持管理、総合的効果等について十分な検討を加え、るとともに、問題点及び疑義が生じた時は遅滞なく打合せを行うものとする。

2. 業務の手順

- (1) 業務は十分協議打合せの後、施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、重要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

3. 資料収集

業務上必要な資料については、関係官公庁、企業体等に対し、所在及び内容を確認した上で、収集しなければならない。

4. 現地踏査

現地踏査は対象区域のみならず、関連のある地区については必要に応じて、踏査を行わなければならない。

5. 実測調査

実測調査は、調査結果が解析に正しく反映されるよう適切に行うものとする。調査に先立ち調査計画を策定し、調査職員の承諾を受けなければならない。実測調査及び測量作業に携わる作業員の安全を確保し、作業を行うこと。また、道路使用許可及び道路占用許可等が必要な場合は、許可を受けて実測調査及び測量作業を行うこと。

6. 解析

解析は、発注者の指定する図書に基づいて流出解析モデルを利用して行う。解析結果が計画・設計に正しく反映されるよう、使用モデル及び下水道に関する十分な知見を持って解析を行うものとする。

7. 計画

受注者は、発注者より提供した資料、受注者の調査収集した資料及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、流出解析モデルを活用した調査・計画・設計を作成するものとする。

第3章 設計

1. 設計基準等

設計に当たっては、発注者の指定する図書及び本仕様書「第6章 準拠すべき図書」に基づき、発注者と協議の上、その基準となる事項を定めるものとする。

2. 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、調査職員と協議の上、これらの解決に当たらなければならない。

3. 設計の資料等

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

4. 事業計画図書等の確認

受注者は、「第2章 調査・計画」の各項の調査等と併せて、設計対象区域に係る事業計画図書、しゅん工図書等の確認をしなければならない。

第4章 照査

1. 照査の目的

受注者は、調査・計画・設計図書に誤りがなく、さらに業務の高い質を確保するために

照査を行わなければならない。

2. 照査の体制

受注者は、遺漏なき照査を行うため、相当な技術経験を有する照査員を選任しなければならない。

3. 照査事項

照査員は、業務全般にわたり、以下に示す事項について照査を行わなければならない。

- (1) 基本条件の内容について
- (2) 基礎調査の方法及び検討結果の妥当性について
- (3) 測量結果及び水路調査図の妥当性について
- (4) 流出解析モデルの適用方法及び解析結果の妥当性について
- (5) 成果品内容について

第5章 提出図書

1. 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 流出解析モデルを活用した調査・計画・設計図書
 - (イ) 報告書 A4 ワープロ製本 3部
 - (ロ) 作成図面 一式
- (2) その他関係図書
- (3) 打合せ議事録
- (4) 電子データ 一式
- (5) 測量成果電子納品要領(案)平成27年4月に基づいて作成した電子データ

※電子データには、原稿データと共に、流出解析モデルデータかつこれを変換したcsvファイルもしくはshpファイル(GISデータ)を含む。

※浸水想定区域図は「浸水想定区域図データ電子化ガイドライン」に基づくメッシュデータを作成するものとする。

第6章 準拠すべき図書

1. 準拠すべき図書

業務は、下記に掲げる図書に準拠して行うものとする。

- (1) 日本工業規格(JIS)(経済産業省もしくは日本規格協会)
- (2) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説(国土交通省水管理・国土保全局下水道部)
- (3) 下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)
- (4) 小規模下水道計画・設計指針(案)(日本下水道協会)
- (5) 合流式下水道改善対策指針と解説(日本下水道協会)

- (6) 小規模汚水中継ポンプ場設計要領（案）（日本下水道事業団）
- (7) 水理公式集（土木学会）
- (8) 水文・水資源ハンドブック（水文・水資源学会）
- (9) 土木製図基準（土木学会）
- (10) 土木工学ハンドブック（土木学会）
- (11) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (12) 下水道事業の手引（全国建設研修センター）
- (13) 下水道計画の手引（全国建設研修センター）
- (14) 流出解析モデル利活用マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (15) 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（国土技術研究センター）
- (16) 都市域における氾濫解析モデル活用ガイドライン（国土技術政策総合研究所・水害研究室）
- (17) 合流式下水道改善計画策定のためのモニタリングマニュアル（案）（下水道新技術推進機構）
- (18) 下水試験方法[上巻・下巻]（日本下水道協会）
- (19) 国土交通省河川砂防技術基準 調査編（国土交通省水管理・国土保全局）
- (20) 河川水質試験方法（案）（国土交通省水質連絡会）
- (21) 治水経済調査マニュアル（案）（国土交通省河川局）
- (22) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）
- (23) 内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）
- (24) 洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 水防企画室）
- (25) 浸水想定（洪水、内水）の作成等のための想定最大外力の設定手法（国土交通省水管理・国土保全局）
- (26) 浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（第5版）（国土交通省水管理・国土保全局）
- (27) 公共測量作業規程（国土交通省、香川県）

2. 上記以外の図書

上記以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ調査職員の承諾を受けなければならない。

[業務委託特記仕様書]

1. 特記仕様書の適用範囲

本仕様書は、「業務委託一般仕様書」の第1章の1及び2に定める特記仕様書とし、本仕様書に記載されていない事項は、前記一般仕様書による。

2. 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

(1) 調査区域

面積 フルモデル1,489.1ha、簡易モデル5,829.2ha 区域は位置図のとおり

※下水道台帳（GIS）の管路及び水路は「業務対象面積一覧」に記載のとおりであるが、調査区域内の下水道台帳に記載の無い600mm以上の下水道・河川についても、「流出解析モデル利活用マニュアル（2017年3月）」の現地調査の内容に従い、網羅的に調査すること。整理・作成するデータはGIS データを基本とし、これにより難しい場合は、都度、協議する。

(2) 測量 あり 300.0ha

仮BM設置測量 3.00km

3級水準測量 3.00km

4級水準測量 20.00km

※契約後の打ち合わせ時に、測量業務の区域の協議を行い決定する。

※仮BM設置測量、3級水準測量(水準点からの仮BMまでの測量)

※測量対象範囲内に別途水準点がある場合は、活用するものとする。

※測量業務の延長は面積からの推定値のため、増減がある場合は、設計変更の対象とする。

(3) モニタリング なし

(4) 流出解析モデル

① 解析対象区域 フルモデル1,489.1ha、簡易モデル5,829.2ha

② 解析対象項目 流出量

③ 数値データ化する最小管径 600mm程度及び末端管きよ

④ 数値データの状態 注1) 一部電子化されている

※詳細は「業務対象面積一覧」参照

⑤ 内水氾濫解析のモデル化手法 氾濫解析モデルによる解析手法

(本市が保有する解析モデルは、InfoWorks ICMで一部構築されている。)

⑥ キャリブレーション

・水量 地点数 1箇所

降雨数 1降雨

⑦ シミュレーション 注2)

・水量 降雨数 3降雨 (計画降雨、既往最大降雨、想定最大降雨)

注1) 数値データが「電子化されている」とは、台帳システム等で座標情報、施設情報及び各管路の集水面積とその区域（区画割）データをもったマンホール及び管きょデータが、表計算ソフト又はGIS等のデータとして活用できる状態をいう。PDFやCADデータ等、施設の座標情報や図形データと数値データが関連付けされていないデータは対象外とする。

注2) シミュレーションについては、下記の数量を標準とする。

- ・水量 降雨数 2降雨
対策ケース 3ケース

3. 電子データの作成

浸水解析及び浸水想定区域図の作成等に使用・作成したデータ及びハザードマップ作成に必要なデータ等を、「浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（第5版）」に準拠し、地理情報システム等で利用可能な形式で作成する。

最大浸水深（破堤点包絡）、浸水継続時間に係るデータは、別途支給する浸水想定区域図データ電子化用ツールでフォーマットチェックを行った上、公表する浸水想定区域図と相違ないことを浸水想定区域図チェックツールで確認すること。また、シェープ形式、PNG形式のデータについても電子化ツールの出力結果を格納すること。

4. その他特記事項

4.1 実績情報の登録

受注者は、契約金額が100万円以上の全ての業務について、測量調査設計業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として、「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けた上、（一財）日本建設情報総合センターに10日以内（土・日・祝日を除く）に登録しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかにその写しを調査職員に提出しなければならない。

4.2 不当要求行為の排除対策

受注者は、「高松市発注建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外のもので、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不当行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行為」という。）を

受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

- (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するように下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた時は、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届出ること。

4.3 適正な労働条件の確保

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては次によること。なお、(5)以外は法定事項である。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特別措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払いの遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。
- (5) 本市発注の業務委託の設計は、国土交通省の設計業務委託等技術者単価に基づく香川県の単価表等により積算しているので、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払について配慮すること。また、下請契約を締結する場合は、下請労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。
- (6) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (7) (1) から (6) までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

4.4 内部公益通報制度

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

4.5 高松市ウィークリースタンス

高松市ウィークリースタンス実施要領に基づき、契約締結後に実施する受発注者間での初回打合せ時に、調査職員が本取組の目的及び内容を説明し、受発注者間で合意の上、実施内容を決定する。受注者は、決定した内容について、ウィークリースタンス事前協議シート（様式第1号）を速やかに調査職員に提出し、受発注者間で共有する。

・業務数量

工種	種目	細目	単位	数量	備考
基礎調査	基礎調査	資料収集	ha	7,318.3	
		現地調査	ha	7,318.3	
		まとめと照査	ha	7,318.3	
排水区の モデル化	電子化されたデータ：有り（既存流出解析モデルデータが無い場合）	準備作業	ha	400.4	
		数値データ化	ha	400.4	
		数値データの調整及び入力	ha	400.4	
		まとめと照査	ha	400.4	
	地表面のモデル化： 氾濫解析モデルによる解析手法（GISによるメッシュデータ作成、10m×10m程度）	準備作業	ha	6,229.6	
		数値データ化	ha	6,229.6	
		数値データの調整及び入力	ha	6,229.6	
		まとめと照査	ha	6,229.6	
キャリブレーション	キャリブレーション	キャリブレーション用データの入力	式	1	1 降雨・1 箇所
		キャリブレーション	式	1	
		キャリブレーション結果の整理	式	1	
		まとめと照査	式	1	
シミュレーション	現有施設の能力評価	現有施設の能力評価	ha	7,318.3	3 降雨×1 ケース
提出図書の作成		提出図書の作成	ha	7,318.3	
協議			式	1	
測量	作業計画		業務	1	
	現地踏査		km	30.00	
	仮BM設置測量		km	3.00	
	3級水準測量		km	3.00	
	4級水準測量		km	20.00	
	水路調査図作成		ha	300.0	

業務対象面積一覧

番号	排水区名	全体計画面積 (ha)	全体計画流入区域面積 (ha)	シミュレーションモデル構築済面積 (ha)		シミュレーションモデル構築面積 (ha)		下水道台帳延長 (GIS) (m)		シミュレーションモデル	測量図
				管きよ	氾濫	管きよ	氾濫	雨水台帳管路・水路施設延長	合流台帳管路・水路施設延長		
T1	東部排水区	291.0	-	291.0	291.0					末端	
T2	福岡排水区	177.4	-	177.4	177.4					末端	
T3	南部排水区	145.7	-	145.7	145.7					末端	
T4	洲端排水区	81.2	-				81.2	4,829	32	簡易	
T5	朝日第1排水区	91.5	-				91.5	0	0	簡易	
T6	朝日第2排水区	76.4	-				76.4	0	504	簡易	
T7	西部排水区	231.5	94.5	231.5	231.5					末端	
T8	西宝町排水区	29.3	44.4	29.3	29.3					末端	
T9	浜/町排水区	65.9	-				65.9	13,415	3,227	簡易	
T10	高松浜排水区	60.0	-				60.0	1,681	0	簡易	
T11	相引川第1排水区	10.6	20.8				10.6	0	0	簡易	
T12	相引川第2排水区	70.0	65.2				70.0	1,100	0	簡易	
T13	相引川第3排水区	122.2	29.6				122.2	2,488	0	簡易	
T14	屋島東排水区	32.4	74.0				32.4	33	0	簡易	
T15	屋島中第1排水区	12.9	10.0				12.9	23	0	簡易	
T16	屋島中第2排水区	34.0	40.0				34.0	800	0	簡易	
T17	屋島中第3排水区	2.7	-				2.7	0	0	簡易	
T18	屋島中第4排水区	31.3	46.0				31.3	215	0	簡易	
T19	屋島西第1排水区	11.2	26.6	11.2	11.2					末端	
T20	屋島西第2排水区	5.1	73.3	5.1	5.1					末端	
T21	屋島西第3排水区	4.1	20.0				4.1	0	0	簡易	
T22	屋島西第4排水区	163.0	42.0				163.0	2,333	0	簡易	
T23	口銭場川第1排水区	5.4	15.9				5.4	0	0	簡易	
T24	口銭場川第2排水区	16.4	3.3				16.4	363	0	簡易	
T25	口銭場川第3排水区	30.3	123.6				30.3	70	0	簡易	
T26	口銭場川第4排水区	28.1	-				28.1	164	0	簡易	
T27	木太排水区	324.3	19.4				324.3	1,041	0	簡易	
T28	百石排水区	46.0	111.0				46.0	1,637	0	簡易	
T29	春日排水区	57.5	156.2				57.5	0	0	簡易	
T30	川西排水区	136.4	-				136.4	10,765	218	簡易	
T31	御坊川排水区	220.2	-				220.2	6,151	0	簡易	
T32	今里排水区	70.2	-				70.2	11,692	284	簡易	
T33	宮川第2排水区	365.9	235.1				365.9	15,848	0	簡易	
T34	宮川第1排水区	32.9	-				32.9	3,131	0	簡易	
T35	三条排水区	46.8	-				46.8	0	0	簡易	
T36	古川第5排水区	20.7	-				20.7	146	0	簡易	
T37	鶴尾第1排水区	74.3	-				74.3	446	0	簡易	
T38	鶴尾第2排水区	115.6	2.0				115.6	920	0	簡易	
T39	鶴尾第3排水区	100.5	35.0				100.5	0	269	簡易	
T40	鶴尾第4排水区							0	0		
T41	鶴尾第5排水区							0	0		
T42	鶴尾第6排水区							0	0		
T43	鶴尾第7排水区							0	0		
T44	郷東第1排水区	258.4	-				258.4	3,416	0	簡易	
T45	郷東第2排水区	21.6	-				21.6	0	0	簡易	
T46	峰山排水区	45.0	61.2				45.0	0	0	簡易	
T47	香西第1排水区	122.0	8.6	122.0	122.0					末端	
T48	香西第2排水区	33.1	4.8				33.1	2,256	0	簡易	
T49	香西第3排水区	43.1	-				43.1	0	0	簡易	
T50	芝山排水区	21.7	93.0				21.7	87	0	簡易	
T51	東山崎排水区	83.9	234.0				83.9	1,313	0	簡易	
T52	鹿角排水区	143.9	-				143.9	0	0	簡易	
T53	成合排水区	20.3	9.7				20.3	0	0	簡易	
T53-1	勅使第1排水区	75.5	28.9	75.5	75.5					末端	
T54	勅使第2排水区	6.0	90.3				6.0	0	0	簡易	
T55	勅使第3排水区	23.1	29.3				23.1	0	0	簡易	
T56	一宮第1排水区	24.5	4.5				24.5	0	0	簡易	
T57	一宮第2排水区	65.7	50.2				65.7	0	0	簡易	
T58	一宮第3排水区	11.3	-				11.3	0	0	簡易	
T59	古川第1排水区	59.3	120.9				59.3	0	0	簡易	
T60	古川第2排水区	39.5	-				39.5	0	0	簡易	
T61	古川第3排水区	40.5	-				40.5	74	0	簡易	
T62	古川第4排水区	60.6	-				60.6	0	0	簡易	
T63	詰田川第3排水区	173.9	-				173.9	16,491	0	簡易	
T64	仏生山排水区	1.3	0.6				1.3	0	0	簡易	
T65	奥々排水区	10.3	-				10.3	234	0	簡易	
T67	林排水区	32.0	-				32.0	4,642	0	簡易	
T68	宮川第3排水区	16.7	-				16.7	1,512	0	簡易	
T69	宮川第4排水区	50.6	-				50.6	485	0	簡易	
T70	詰田川第1排水区	5.5	19.5				5.5	117	0	簡易	
T71	詰田川第2排水区	44.0	5.9				44.0	247	0	簡易	
T72-1	円座第1排水区	21.4	46.4				21.4	0	0	簡易	
T72-2	円座第2排水区	42.2	76.3				42.2	0	0	簡易	
T72-3	円座第3排水区	28.5	0.0				28.5	30	0	簡易	
T72-4	檀紙排水区	14.9	-				14.9	0	0	簡易	
T72-5	西山崎排水区	8.0	43.3				8.0	0	0	簡易	
T73	鬼無排水区	29.7	138.0			29.7	29.7	274	0	末端	有
T74	勝買排水区	70.7	88.6			70.7	70.7			末端	有
T75	藤井排水区	37.3	-				37.3	214	0	簡易	
T76	本津川排水区	54.0	-				54.0	0	0	簡易	

番号	排水区名	全体計画 面積 (ha)	全体計画 流入区域 面積 (ha)	シミュレーションモデル 構築面積 (ha)		シミュレーションモデル 構築面積 (ha)		下水道台帳延長 (GIS) (m)		シミュレーションモデル	測量図
				管きよ	氾濫	管きよ	氾濫	雨水台帳 管路・水路 施設延長	合流台帳 管路・水路 施設延長		
T77	飯田第1排水区	151.1	23.8			151.1		0	0	簡易	
T78	飯田第2排水区	40.4	18.6			40.4		0	0	簡易	
KO1	本津川第1排水区	81.6	99.4			81.6		148	0	簡易	
KO2	本津川第2排水区	68.7	109.9			68.7		185	0	簡易	
KO3	本津川第3排水区	42.3	74.9			42.3		100	0	簡易	
KO4	塔原川排水区	35.6	56.6			35.6		0	0	簡易	
KO5	坂川排水区	29.8	37.7			29.8		0	0	簡易	
KO6	前川排水区	23.8	42.8			23.8		0	0	簡易	
KO7	田宮川排水区	13.0	17.3			13.0		0	0	簡易	
KO8	野間川第1排水区	58.2	95.4			58.2		0	0	簡易	
KO9	野間川第2排水区	38.1	52.6			38.1		0	0	簡易	
KO10	野間川第3排水区	24.9	37.4			24.9		97	0	簡易	
KA1	香東川右岸第1排水区	120.5	72.0			120.5		109	0	簡易	
KA2	香東川右岸第2排水区	27.0	85.0			27.0		0	0	簡易	
KA3	香東川右岸第3排水区	51.0	80.0			51.0		0	0	簡易	
KA4	香東川右岸第4排水区	20.0	-			20.0		0	0	簡易	
KA5	平池第1排水区	87.0	15.0			87.0		0	0	簡易	
KA6	平池第2排水区	28.0	12.0			28.0		0	0	簡易	
KA7	平池第3排水区	29.0	35.0			29.0		0	0	簡易	
KA8	市宮池排水区	62.0	36.0			62.0		0	0	簡易	
KA9	龍満池排水区	20.0	27.0			20.0		0	0	簡易	
KA10	新池排水区	7.0	23.0			7.0		0	0	簡易	
A1	江ノ浜第1排水区	6.3	11.0			6.3		0	0	簡易	
A2	江ノ浜第2排水区	1.3	4.8			1.3		0	0	簡易	
A3	江ノ浜第3排水区	1.3	1.4			1.3		0	0	簡易	
A4	庵治第1排水区	4.6	2.9			4.6		0	0	簡易	
A5	庵治第2排水区	6.5	4.0			6.5		0	0	簡易	
A6	庵治第3排水区	1.1	-			1.1		0	0	簡易	
A7	庵治第4排水区	5.4	10.2			5.4		0	0	簡易	
A8	汐入川排水区	55.3	50.3			55.3		0	0	簡易	
A9	庵治第5排水区	6.7	-			6.7		1,122	0	簡易	
A10	庵治第8排水区	7.2	-			7.2		0	0	簡易	
A11	長者川第1排水区	10.0	93.1			10.0		0	0	簡易	
A12	長者川第2排水区	4.7	24.0			4.7		0	0	簡易	
A13	長者川第3排水区	4.2	-			4.2		0	0	簡易	
A14	長者川第4排水区	4.5	31.1			4.5		0	0	簡易	
A15	長者川第6排水区	4.1	-			4.1		0	0	簡易	
A16	長者川第7排水区	11.8	-			11.8		0	0	簡易	
A17	長者川第8排水区	2.8	-			2.8		0	0	簡易	
A18	長者川第5排水区	28.6	3.2			28.6		1	0	簡易	
A19	南長者川第1排水区	1.8	7.3			1.8		0	0	簡易	
A20	南長者川第2排水区	7.3	52.3			7.3		0	0	簡易	
A21	南長者川第4排水区	11.9	16.6			11.9		0	0	簡易	
A22	南長者川第5排水区	11.3	41.6			11.3		0	0	簡易	
A23	南長者川第3排水区	18.9	-			18.9		0	0	簡易	
A24	庵治第6排水区	1.8	-			1.8		0	0	簡易	
A25	庵治第7排水区	1.7	-			1.7		0	0	簡易	
A26	庵治第9排水区	12.8	8.2			12.8		0	0	簡易	
A27	庵治第10排水区	8.9	-			8.9		0	0	簡易	
A28	はみ谷川排水区	7.5	11.2			7.5		0	0	簡易	
A29	庵治第11排水区	2.6	7.8			2.6		0	0	簡易	
A30	庵治第12排水区	8.1	6.1			8.1		0	0	簡易	
A31	大谷川第2排水区	4.1	18.6			4.1		0	0	簡易	
A32	大谷川第1排水区	5.9	26.0			5.9		0	0	簡易	
A33	丸山排水区	27.9	-			27.9		0	0	簡易	
A34	丁場川排水区	17.3	21.8			17.3		0	0	簡易	
A35	南久通川排水区	3.8	8.4			3.8		0	0	簡易	
M1	西部第1排水区	336.5	267.7			336.5		7,910	0	簡易	
M2	西部第2排水区	89.0	85.9			89.0		686	0	簡易	
M3	東部第1排水区	50.7	38.5			50.7		2	0	簡易	
M4	東部第2排水区	76.8	-			76.8		3,226	0	簡易	
M5	東部第3排水区	61.7	-			61.7		53	0	簡易	
M6	東部第4排水区	43.7	3.9			43.7		91	0	簡易	
	契約後協議 (新規測量・モデル化)					300.0	300.0			600mm	新規
	合計	7,318.3	4,339.2	1,088.7	1,088.7	400.4	6,229.6	124,413	4,534		

※下水道台帳 (GIS) の管路及び水路は記載のとおりであるが、特記仕様書 2. 業務内容 (1) 調査区域の下水道台帳に記載の無い600mm以上の下水道・河川について、「流出解析モデル活用マニュアル (2017年3月)」の現地踏査に記載の内容に従い、網羅的に調査し、モデル化することを考えている。